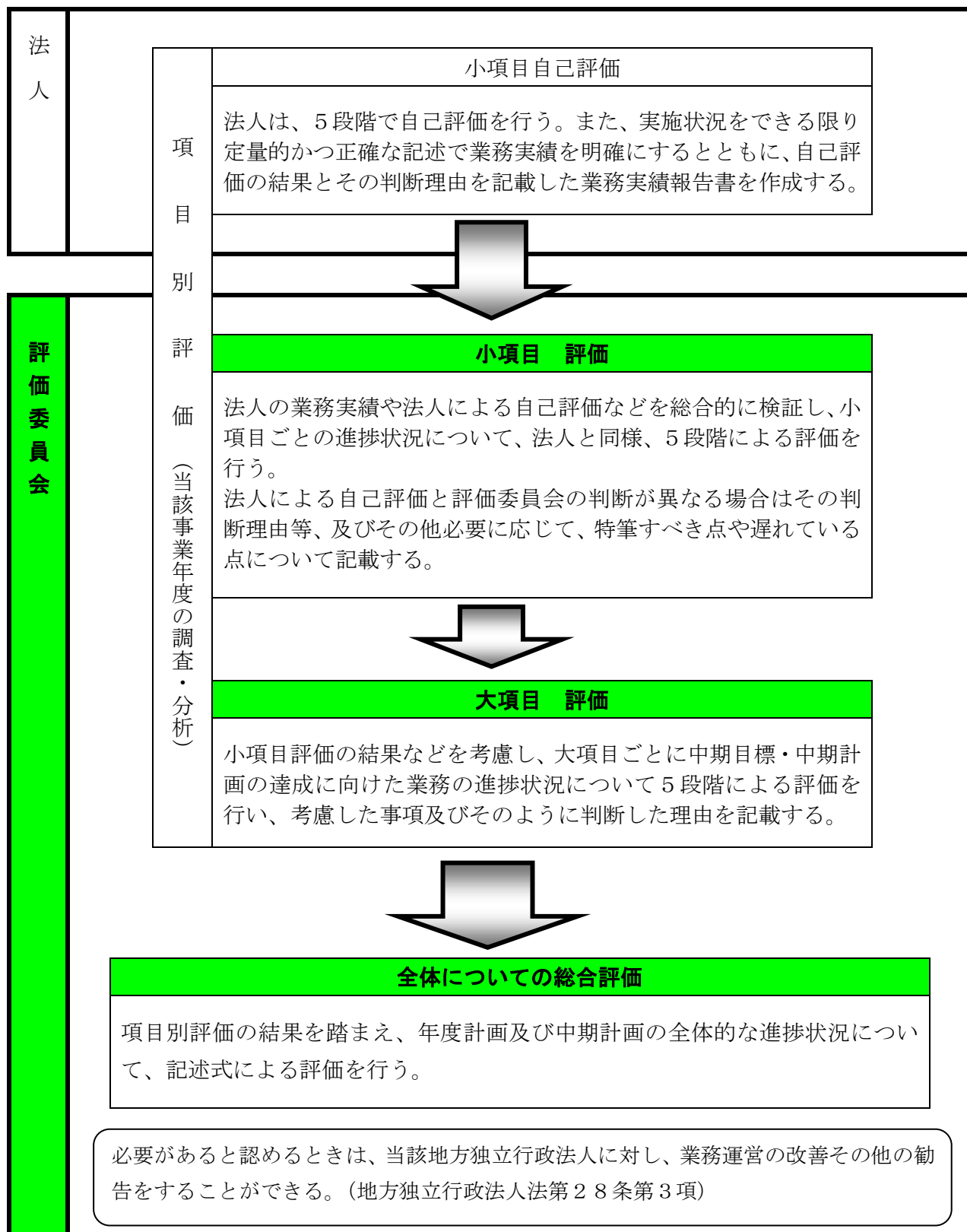


## 評価方法の基本的な考え方（案）

## 年度評価の方法

当該事業年度における中期計画の実施状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該事業年度における業務の実績の全体について総合的な評定を行う。（地方独立行政法人法第28条第2項）



小項目の評価・・・5段階で評価

評価	評価基準	備考
5	年度計画を大幅に上回って実施している。	
4	年度計画を上回って実施している。	
3	年度計画を順調に実施している。	
2	年度計画を十分に実施できていない。	
1	年度計画を大幅に下回っている。	

大項目の評価・・・5段階で評価

評価	評価基準	備考
S	中期計画の実現に向けて、特筆すべき進捗状況にある。 (算定基準) 評価委員会が特に認める場合。	
A	中期計画の実現に向けて計画どおり進んでいる。 (算定基準) すべての小項目の評価が3～5。	
B	中期計画の実現に向けておおむね計画どおり進んでいる。 (算定基準) 3～5の小項目の割合がおおむね9割以上。	
C	中期計画の実現のためにはやや遅れている。 (算定基準) 3～5の小項目の割合がおおむね9割未満。	
D	中期計画の実現のためには重大な改善すべき事項がある。 (算定基準) 評価委員会が特に認める場合。	

### 中期目標期間評価の方法

中期目標の期間における中期目標の達成状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該中期目標の期間における業務の実績の全体について総合的な評価をして、行わなければならない。(地方独立行政法人法第30条第2項)

法人

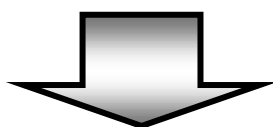
評価委員会

項目別評価

#### 大項目 評価

当該中期目標期間中に行った年度評価の結果を踏まえ、評価委員会において確認及び分析し、項目別評価を行う。

(中期目標期間評価に係る評価基準等の詳細については、今後、評価実施要領において定める。)



#### 全体についての総合評価

項目別評価の結果を踏まえ、当該中期目標期間における業務運営全体について総合的に評価する。

(中期目標期間評価に係る評価基準等の詳細については、今後、評価実施要領において定める。)

必要があると認めるときは、当該地方独立行政法人に対し、業務運営の改善その他の勧告をすることができる。(地方独立行政法人法第30条第3項による同法第28条第3項の準用)

市長が、地方独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、当該地方独立行政法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行うに際し、評価委員会の意見を聴かなければならない。(地方独立行政法人法第31条第2項)